

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第13号

(所 管) 市民人権局 男女共同参画推進部 生涯学習課

件 名	堺市立公民館管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市立公民館管理運営規則の所要の改正を行うため、本件を上程するものである。なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 公の施設の使用等に係る手続等について、堺市施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を導入するため、所要の改正等を行うもの。 2 改正の内容 (1) 施設予約システムを用いた施設の使用等に係る手続について本規則の規定により難いと認めるときは、当該手続等に関する事項について、教育長が別に定めることができることを規定するもの (2) 規定の整備を行うもの 3 施行期日 令和5年3月23日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）

堺市立公民館管理運営規則の一部改正について

次のとおり、堺市立公民館管理運営規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立公民館管理運営規則（昭和56年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第10条 教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いて公民館の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いた公民館の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和5年3月23日から施行する。

堺市立公民館管理運営規則（昭和56年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第9条（略） （追加）</p> <p>（委任） 第10条（略）</p>	<p>第9条（略） <u>（施設予約システムを使用する場合の特例）</u></p> <p><u>第10条 教育長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、教育長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いて公民館の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難しいと認めるときは、当該施設予約システムを用いた公民館の使用等に係る手続等について別に定めることができる。</u></p> <p>（委任） 第11条（略）</p>